

(別紙2)

平成29年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成29年12月15日
法人名	社会福祉法人ひばり保育会
担当 (連絡先)	佐藤比登志 (電話:0859-33-6166) (FAX:0859-33-6266)

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>平成28年度中及び平成29年度において開催された評議員会及び理事会にかかる一連の手続きについて、次のとおり不適切な点が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・評議員会及び理事会の開催される日の1週間前までに通知が発出されていない事例があった。ついては、法令の規定に従い適切に招集通知を発出すること。</li><li>・平成29年6月30日に開催された定時評議員会について、当該評議員会の議題及び議案の概要が理事会において審議されていなかった。平成29年4月1日以降に開催される評議員会において審議する議題及び議案の概要については、理事会の決議によって定める必要がある。ついては、今後理事会及び評議員会を開催する際に留意すること。</li><li>・社会福祉法の改正に伴い、監事に対し理事会への出席義務が課せられているが、平成29年6月13日に開催された理事会において、監事の出席がない。監事が全員欠席したとしても理事会の定足数を満たしていれば理事会は成立するが、理事の職務執行を監査するという監事の重要な役割を放棄することにつながる。ついては、理事会の日程調整に際しては理事のみならず監事も出席できるよう配慮すること。</li></ul>	<p>平成28年度中及び平成29年度において開催された評議員会及び理事会にかかる一連の手続きについて、評議員会及び理事会の開催される日の1週間前までに通知が発出されていない事例があった件については、今後、法令の規定に従い適切に招集通知を発出する。</p> <p>平成29年6月30日に開催された定時評議員会について、当該評議員会の議題及び議案の概要が理事会において審議されていなかった件については、今後、理事会において審議を行う。</p> <p>平成29年6月13日に開催された理事会において、監事の出席がなかった件については、今後、監事が出席できるよう、理事会の日程調整を行う。</p>	

- 注) 1「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。  
2「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。  
3「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること  
4是正又は改善関係書類を添付すること

(別紙2)

平成29年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成29年12月15日
法人名	社会福祉法人ひばり保育会
担当 (連絡先)	佐藤比登志 (電話:0859-33-6166) (FAX :0859-33-6266)

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
貴法人旧定款(平成29年3月31日まで適用されていた定款を指す。以下同じ)第9条第5項及び第7項において、理事会は理事総数の3分の2以上の出席をもって成立し、法令に特別の定めがある場合及び定款に別段の定めがある場合を除き理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる旨規定されている。平成28年8月17日、平成29年3月8日及び3月29日に開催された理事会について、理事総数6名に対し4名の出席となっている。そのうち議長1名は可否同数の場合以外議決権を有さないため、たとえ議長以外の出席理事全員が当該理事会において審議された議案に賛成したとしても理事総数の過半数の賛成(4名以上)を得ることができず、決議が成立していない。ついては、議決要件を満たしたうえで追認を図ること。なお、社会福祉法改正により平成29年4月1日以降は理事会の成立要件及び議決要件が変更となっていることを申し添える。	平成28年8月17日、平成29年3月8日及び3月29日に開催された理事会について、理事総数の過半数の賛成(4名以上)を得ることができず、決議が成立していない件については、議決要件を満たしたうえで追認を図った。	平成29年11月14日

- 注) 1「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。  
2「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。  
3「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること  
4是正又は改善関係書類を添付すること

(別紙2)

平成29年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成29年12月15日
法人名	社会福祉法人ひばり保育会
担当 (連絡先)	佐藤比登志 (電話:0859-33-6166) (FAX :0859-33-6266)

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
貴法人定款第29条(旧定款では第19条)において、基本財産を処分する際には、理事会及び評議員会の承認を得て、事前に米子市長に対し基本財産処分承認申請を行う旨定めている。しかし、夜見保育園増改築にあたり旧園舎の取り壊しを実施しているが、理事会及び評議員会において基本財産処分について審議した明確な記録がなく、当該事項について理事会・評議員会の承認を得られているか定かでない。また、現在に至るまで米子市長に対し基本財産処分承認申請が行われていない。ついては、すみやかに所要の申請を行うとともに、今後は基本財産処分実施前に基本財産処分承認申請を行うよう徹底すること。	基本財産の処分について、理事会及び評議員会の承認を得て、米子市長に対し基本財産処分承認申請を行った。また、今後は基本財産処分実施前に基本財産処分承認申請を行う。	理事会の承認 平成29年11月14日 評議員会の承認 平成29年11月27日 基本財産処分承認申請 平成29年12月6日

- 注) 1「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。  
2「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。  
3「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること  
4是正又は改善関係書類を添付すること

(別紙2)

平成29年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成29年12月15日
法人名	社会福祉法人ひばり保育会
担当 (連絡先)	佐藤比登志 (電話:0859-33-6166) (FAX:0859-33-6266)

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>平成28年度中に実施した入札及び契約について、次のとおり不適切な点が見受けられた。 (夜見保育園園舎増改築工事設計監理関係)</p> <p>・当該設計監理について、平成28年8月5日付で(株)日比野設計と37,314,000円の随意契約を締結している一方で、理事会の承認が平成28年8月17日と事後承認になっている。貴法人理事長専決規定第2条第5項において、建設工事請負や物品購入等の契約のうち軽微なもの(160万円以下)であれば理事長専決を執行することが可能である旨定められているが、今回の契約は理事長専決可能な金額を超過している。</p> <p>・当該設計監理において随意契約を締結した理由について、「設計可能業者が一社のため」とのことであるが、その根拠が明らかでなく、貴法人経理規程第67条第1項各号に定める随意契約によることのできる合理的な理由に該当すると判断しがたい。</p> <p>(ひばり放課後児童クラブ棟改修工事関係)</p> <p>・平成28年11月4日付で入札を実施しているひばり放課後児童クラブ室等改修工事において、指名業者の選定等について評議員会及び理事会で審議した経過が議事録に見受けられない。</p> <p>(ひばり保育園厨房機器納入関係)</p> <p>・平成28年8月31日付で(株)エフエスエーシステムズと随意契約を締結しているひばり保育園厨房機器の納入(4,806,000円)について、平成28年8月17日に開催された評議員会及び理事会において随意契約を締結する合理的な理由の説明が十分に行われたことが議事録から読み取れない。また、随意契約を締結した理由は「過去にひばり保育園に厨房機器を納入した実績があるため」とのことであったが、貴法人経理規程第57条第1項各号に定める随意契約によることのできる合理的な理由に該当すると判断しがたい。</p> <p>(その他)</p> <p>・請求書の日付が空欄となっているものが散見される。(夜見保育園改築工事、夜見保育園改築工事設計監理業務にかかるもの等)については、工事請負契約や物品購入契約に際しては、経理規程や理事長専決規定を遵守し適正に処理すること。また、貴法人経理規程第25条において、金銭の支払は請求書その他取引を証する書類に基づいて行う旨が定められている。については、金銭支出の根拠を明らかかなものとするために、請求書を適切に整備すること。</p>	<p>夜見保育園園舎増改築工事設計監理契約について、今後は事前に理事会の承認を得る。当該設計監理において随意契約を締結した理由について、今後は経理規程第67条第1項各号に定める随意契約によることのできる合理的な理由に該当すると判断できる十分な根拠説明と理事会での審議を行ったうえで締結する。さらに経理規程第67条第1項各号に定める随意契約によることのできる合理的な理由に該当すると判断できかねる場合においては、その契約内容の見直し等十分に熟考する。</p> <p>ひばり放課後児童クラブ棟改修工事について、今後は入札指名業者の選定等について評議員会及び理事会で審議する。</p> <p>ひばり保育園厨房機器納入業者選定について、今後は経理規程第67条第1項各号に定める随意契約によることのできる合理的な理由に該当すると判断できる十分な根拠説明と理事会での審議を行ったうえで締結する。さらに経理規程第67条第1項各号に定める随意契約によることのできる合理的な理由に該当すると判断できかねる場合においては、その契約内容の見直し等十分に熟考する。</p>	

- 注) 1「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。  
2「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。  
3「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること  
4是正又は改善関係書類を添付すること